

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 土地の公用廃止
牛の結核病及びブルセラ病の検査
家畜人工授精師の免許
牛の結核病、ブルセラ病及び肝てつ検査並びに肝てつの駆除

告示

鳥取県告示第四百十七号

次の土地は、昭和三十五年八月十五日からその公用を廃止した。

昭和三十五年八月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目又は品目 面積又は数量
西伯郡伯仙町尾高五三 水路敷 二九、一八
七ノ二地先 (坪)

関係図面は、土木部管理課に保管

鳥取県告示第四百十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病及びブルセラ病の検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六條の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十五年八月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病及びブルセラ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
結核病、ブルセラ病検査

搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。
ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。

実施の期日	別表のとおり	実施区域	実施場所
九月五日	東伯郡関金山守	山守家畜	検査所
九月八日	泊村	泊	
九月九日	東郷町舍人	舍人	
九月十日	関金町南谷	南谷	
九月十一日	矢送	矢送	
九月十二日	倉吉市西郷	西郷	
九月十三日	上井	上井	
九月十四日	東伯郡羽合町長瀬	長瀬	
九月十五日	倉吉市上小鴨	上小鴨	
九月十六日	倉吉市西郷	西郷	
九月十七日	東伯郡東郷町花見	花見	
九月十八日	倉吉市北谷	北谷	
九月十九日	高城	高城	
九月二十日	東伯郡東伯町下郷	下郷	
九月二十一日	三朝町三朝	三朝	
九月二十二日	三朝町三朝	三朝	
九月二十三日	三朝町三朝	三朝	
九月二十四日	三朝町三朝	三朝	
九月二十五日	三朝町三朝	三朝	
九月二十六日	三朝町三朝	三朝	
九月二十七日	三朝町三朝	三朝	
九月二十八日	三朝町三朝	三朝	
九月二十九日	三朝町三朝	三朝	
九月三十日	三朝町三朝	三朝	

実施の期日	別表のとおり	実施区域	実施場所
十月一日	東伯郡大栄町栄	栄	
十月二日	大誠	大誠	
十月三日	赤碕町赤碕	赤碕種畜場	
十月四日	赤碕町赤碕	赤碕種畜場	
十月五日	大栄町由良	由良家畜	検査場
十月六日	東伯郡大栄町栄	栄	
十月七日	大栄町由良	由良家畜	検査場
十月八日	東伯郡大栄町栄	栄	
十月九日	大栄町由良	由良家畜	検査場
十月十日	東伯郡大栄町栄	栄	
十月十一日	大栄町由良	由良家畜	検査場
十月十二日	東伯郡大栄町栄	栄	
十月十三日	大栄町由良	由良家畜	検査場
十月十四日	東伯郡大栄町栄	栄	
十月十五日	大栄町由良	由良家畜	検査場
十月十六日	東伯郡大栄町栄	栄	
十月十七日	大栄町由良	由良家畜	検査場
十月十八日	東伯郡大栄町栄	栄	
十月十九日	大栄町由良	由良家畜	検査場
十月二十日	東伯郡大栄町栄	栄	
十月二十一日	大栄町由良	由良家畜	検査場
十月二十二日	東伯郡大栄町栄	栄	
十月二十三日	大栄町由良	由良家畜	検査場
十月二十四日	東伯郡大栄町栄	栄	
十月二十五日	大栄町由良	由良家畜	検査場
十月二十六日	東伯郡大栄町栄	栄	
十月二十七日	大栄町由良	由良家畜	検査場
十月二十八日	東伯郡大栄町栄	栄	
十月二十九日	大栄町由良	由良家畜	検査場
十月三十日	東伯郡大栄町栄	栄	

鳥取県告示第四百十九号
 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十
 六条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許を
 与えた。

昭和三十五年八月三十日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

免許番号	家畜人工授精師 として業務を行 なう家畜の種類	住 所	氏 名
五三〇号	牛	鳥取県西伯郡名和町名和大字小竹一、二九五番地	山田 正義
五三一号	豚	米子市富益町四、一五一番地	長谷川 亮
五三二号	豚	倉吉市尾原六三四番地	山崎 良延
五三三号	全家畜	東伯郡東伯町浦安二七一ノ一番地	種子 鶴一
五三四号	豚	米子市夜見町二八〇番地	渡部 淳
五三五号	豚	西伯郡阿賀一四二ノ五番地	種 精

出三六号 " " 米子市富益町二六〇番地
五三七号 " " 境港市竹内町三一七番地

内田 文雄
佐古 良一

鳥取県告示第四百二十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、牛の結核病、ブルセラ病及び肝てつ検査並びに肝てつ駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十五年八月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病肝てつ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
結核病及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で、飼育している

牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。
肝てつ検査

牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施期日 別表のとおり

五 検査及び注射、駆除の方法

結核病……ツベルクリン皮内反応検査

ブルセラ病……ブルセラ急速凝集反応及び国際法

肝てつ検査……皮内注射反応法、虫卵検査法

肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

牛の結核病、ブルセラ病、肝てつ検査及び駆除

(鳥取家畜保健衛生所管内は
結核病、ブルセラ病検査のみ)

実施期日 実施区域 実施場所

第一次 第二次

九月七日 九月十日 米子市成美 成美家畜
検診所

九月九日 九月十二日 西伯郡岸本町大幡 大幡

九月十二日 九月十五日 岩美郡国府町字倍野 字倍野

九月十三日 九月十六日 米子市五千石 五千石

西伯郡岸本町幡郷 幡郷

岩美郡岩美町岩井 岩井

岩美郡岩美町浦富 浦富

鳥取市千代水 千代水

美保 美保

美穂 美穂

米子市大篠津和夜見 和夜見、
大篠津

鳥取市吉岡、大郷 吉岡、
大郷

米子市彦名 彦名

九月十七日 九月二十日 境港市上道、余子 上道

鳥取市稲葉 稲葉

九月十七日 九月二十日 明治、大正 明治、
大正

九月二十一日 九月二十四日 西伯郡西伯町 法勝寺

中ノ郷 中ノ郷

九月十七日	九月二十日	境港市上道、余子	上道
鳥取市稲葉	稲葉		
九月十七日	九月二十日	明治、大正	明治、 大正
九月二十一日	九月二十四日	西伯郡西伯町	法勝寺
中ノ郷	中ノ郷		
九月二十六日	九月二十九日	鳥取市倉田、東郷	倉田、 東郷
境港市外江、渡	外江、渡		
境港市中浜	中浜		
西伯郡日吉津村	日吉津村		
岸本町八郷	八郷		
鳥取市米里、大和	米里、 大和		
米子市崎津	崎津		

